

# 入札説明書

## ○ はじめに

習志野駐屯地及び習志野演習場で使用する電気の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び入札及び契約心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

分任契約担当官

陸上自衛隊習志野駐屯地

第316会計隊長 森田 貴子

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 調達件名及び数量・需給場所

ア 調達件名：習志野駐屯地で使用する電気

(ア) 予定使用電力量：5,912,000kWh

(イ) 需要場所：陸上自衛隊習志野駐屯地（千葉県船橋市薬円台3-20-1）

イ 調達件名：習志野演習場で使用する電気

(ア) 予定使用電力量：1,031,000kWh

(イ) 需要場所：陸上自衛隊習志野演習場（千葉県船橋市習志野4丁目4）

### (2) 調達物件の仕様等

各仕様書のとおり

### (3) 使用期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日までの間

### (4) 入札方法

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額基本料金）及び使用電力量に対する単価（季節・時間帯別の区分による複数の単価を記載しても可）を根拠とし（小数点以下第2位までとする。）、あらかじめ契約担当官が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の合計の対価の年間総額（年間の予定電力料金であり、整数とする。）を入札金額とすること。

イ 入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載すること。但し、入札結果については、事務処理上税抜き金額で発表する。

※ 入札書に記載する金額の算定にあたっては、習志野駐屯地で使用する電気については、力率100%、習志野演習場で使用する電気については、力率95%とし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除。但し、落札者が契約締結に応じない場合、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金

免除。但し、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の等級がB以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(8) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を有する者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けているものであること。

(9) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの

活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。

(10) 入札説明書の交付を受けた者であること。

#### 4 契約条項を示す場所等

〒274-8577 千葉県船橋市薬円台3-20-1 陸上自衛隊習志野駐屯地  
第316会計隊契約班 担当：鈴木 電話 047-466-2141 内線 346

#### 5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、平成31年2月15日（金）17時00分までに別紙第1「適合証明書」を第316会計隊契約班に持参又は郵送で提出しなければならない。なお第316会計隊から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また提出された書類は第316会計隊において審査するものとし、上記競争参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

#### 6 入札の日時及び場所

- (1) 日時：平成31年2月20日（水） 14時00分
- (2) 場所：陸上自衛隊習志野駐屯地第316会計隊入札室

#### 7 入札書の提出方法

- (1) 別紙第2、3に定める入札書を入札日時及び場所に持参すること。  
なお郵便により提出する場合は平成31年2月19日（火）17時00分まで必着のこと。
- (2) 入札者は、提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 入札において、代理人が入札する場合には、委任状を提出しなければならない。

#### 8 入札の無効

- (1) 競争入札に必要な資格を有しない者が行った入札。
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印された印影が判明し難い入札。
- (4) 入札説明書の交付を受けていない者の入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札。
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

#### 9 落札決定の方法

各件名ごと、入札単価と予定数量の積の総和が予算決算及び会計令第79条の規定に基づ

いて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の総価をもって判断する。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は抽選による。

#### 10 暴力団排除に関する誓約

当該入札については、入札及び契約心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記すること。

#### 11 その他

契約開始後の実際の使用量に応じた各月の電気料金の算定においては、基本料金の力率割引又は割増、電気量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金について、東京電力管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給要件（基本契約要綱）によるものとする。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、①平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成29年度の未利用エネルギー活用状況、③平成29年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	配点
① 平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上	20
②平成29年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成29年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定 量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約締結までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を契約担当官(陸上自衛隊習志野駐屯地第316会計隊長)に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。